

平成27年4月1日

《 次世代育成支援対策推進法第12条規定に基づく 》

## 伊達信用金庫「一般事業主行動計画」

### 【計画の基本理念】

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献する企業となるため「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次のように行動計画を策定する。

### 【計画期間】

計画期間 平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間

### 【計画内容】

#### 1. 雇用環境の整備に関する事項

- (1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備に対する支援対策計画

目標1：子供が生まれる際の父親の休暇の取得促進

<対策>

配偶者の分娩の際、年次有給休暇とは別に特別休暇（3日以内）の取得申請を促進する。

目標2：育児休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業務の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を行う

<対策>

法改正に伴う迅速な対応、文書発信等による啓発を行う。

- (2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に対する支援対策計画

目標3：所定外労働の削減のための措置の実施

<対策>

所定外労働を削減するため、毎週水曜日に設定している「早帰り日」の実施および休日出勤の抑制等を徹底する。

#### 2. 雇用環境の整備以外の次世代育成支援対策に関する取組事項

- (1) 若年者に対するインターンシップ等の職業体験機会の提供

目標4：学生を対象としたインターンシップ等の実施受入

<対策>

インターンシップ等を希望する学校および学生に対し可能なかぎり受入を行う。

以上